# 1 新潟市小須戸地区ふれあい会館

		改正後(案	:)				現行		
区分		使用料	いる (円)		区分		使用料	斗の額(円)	
	午前	午後	夜間	1日		午前	午後	夜間	1日
	午前9時から正午まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後6時30分 から午後9時 30分まで	午前9時から午 後9時30分ま で		午前9時から正午まで	午後 <b>1</b> 時か ら午後 <b>5</b> 時 まで	午後6時30分 から午後9時 30分まで	午前9時から 午後9時30分 まで
多目的ホール	1,410	2,350	2,820	6,580	多目的ホール	3,000	5,000	6,000	14,000
研修室 和室	470	710	940	2,120	研修室 和室	1,000	1,500	2,000	4,500
調理実習室	710	940	1,410	3,060	調理実習室	1,500	2,000	3,000	6,500
多目的ホール(暖房料)	1,410	1,880	1,410	4,700	多目的ホール(暖房料)	3,000	4,000	3,000	10,000

# 2 新潟市新津地区勤労青少年ホーム

		改正後 (案)					現行		
区分		使用料の	額(円)		区分		使用料の	額(円)	
	午前 (午前10時か ら正午まで)	午後 (午後1時か ら午後5時ま で)	夜間 (午後6時か ら午後9時ま で)	1日 (午前10時か ら午後9時ま で)		午前 (午前10時か ら正午まで)	,	夜間 (午後6時か ら午後9時ま で)	1日 (午前10時か ら午後9時ま で)
体育館(全面)	360	700	800	1,860	体育館(全面)	800	1,600	1,800	4,200
体育館(半面) 集会室 音楽室 グループ室 講習室	180	350	400	930	体育館(半面) 集会室 音楽室 グループ室 講習室	400	800	900	2,100
料理講習室	260	530	660	1,450	料理講習室	600	1,200	1,500	3,300

	改正後(案	<del>(</del> )		現行							
1 個人利用(体育館、	体育室、トレ	ノーニング	室)	1 個人利用(体育館、体育室、トレーニング室)							
利用者	区分	単位	使用料の額(円)		利用者	区分	単位	使用料の額(円)			
小学生、中学生及び	普通券	1回	130		小学生、中学生及び	普通券	1回	100			
65歳以上の者	回数券	11枚	1,300		65歳以上の者	回数券	11枚	1,000			
	定期券	1か月	1,300			定期券	<b>1</b> か月	1,000			
		3か月	3,120				3か月	2,400			
		6か月	4,680				6か月	3,600			
		12か月	6,760				<b>12</b> か月	5,200			
上に掲げる者以外の	普通券	1回	310		上に掲げる者以外の	普通券	1回	250			
者(未就学児を除	回数券	11枚	3,100		者(未就学児を除	回数券	11枚	2,500			
< ∘)	定期券	1か月	3,100		⟨∘ )	定期券	<b>1</b> か月	2,500			
		3か月	7,440				3か月	6,000			
		6か月	11,160				6か月	9,000			
		12か月	16,120				12か月	13,000			

# 2 専用利用及び附属設備

# ア 専用利用

	室名	利用	目的	入場料の徴収	使用料の額
				の有無	(1時間につ
					き) (円)
Ī	大体育	スポーツ、	営利又は営	入場料を徴収	5,450
	室	体育及びレ	業を目的と	しない場合	
		クリエーシ	しない場合	入場料を徴収	10,900
		ョンの催物		する場合	

# 2 専用利用及び附属設備

# ア専用利用

室名	利用	目的	入場料の徴収	使用料の額	
			の有無	(1	時間につ
				き)	(円)
大体育	スポーツ、	営利又は営	入場料を徴収		4,500
室	体育及びレ	業を目的と	しない場合		
,	クリエーシ	しない場合	入場料を徴収		9,000
	ョンの催物		する場合		

		改正後(案	<u>;</u> )		現行						
	及び練習の	営利又は営		70,850		及び練習の	営利又は営	<u> </u>	58,500		
	利用	業を目的と				利用	業を目的と				
		する場合					する場合				
	上に掲げる	営利又は営	入場料を徴収	21,800		上に掲げる	営利又は営	入場料を徴収	18,000		
	もの以外の	業を目的と	しない場合			もの以外の	業を目的と	しない場合			
	各種の行事	しない場合	入場料を徴収	43,600		各種の行事	しない場合	入場料を徴収	36,000		
	及び集会の		する場合			及び集会の		する場合			
	利用	営利又は営	_	70,850		利用	営利又は営	_	58,500		
		業を目的と					業を目的と				
		する場合					する場合				
多目的	スポーツ、	営利又は営	入場料を徴収	610	多目的	スポーツ、	営利又は営	入場料を徴収	500		
ルーム	体育及びレ	業を目的と	しない場合		ルーム	体育及びレ	業を目的と	しない場合			
	クリエーシ	しない場合	入場料を徴収	1,220		クリエーシ	しない場合	入場料を徴収	1,000		
	ョンの催物		する場合			ョンの催物		する場合			
	及び練習の	営利又は営	_	7,930		及び練習の	営利又は営	_	6,500		
	利用	業を目的と				利用	業を目的と				
		する場合					する場合				
	上に掲げる	営利又は営	入場料を徴収	2,440		上に掲げる	営利又は営	入場料を徴収	2,000		
	もの以外の	業を目的と	しない場合			もの以外の	業を目的と	しない場合			
	各種の行事	しない場合	入場料を徴収	4,880		各種の行事	しない場合	入場料を徴収	4,000		
	及び集会の		する場合			及び集会の		する場合			
	利用	営利又は営	_	7,930		利用	営利又は営	_	6,500		
		業を目的と					業を目的と				
		する場合					する場合				

	改正後(多	案)			現行		
イ 附属設備				イ 附属設備			
種類	単位	利用区分	使用料の額	種類	単位	利用区分	使用料の額
			(円)				(円)
会議室	_	冷暖房設備を	370	会議室	_	冷暖房設備を	300
		利用しない場				利用しない場	
		合 1時間に				合 1時間に	
		つき				つき	
		冷暖房設備を	730			冷暖房設備を	600
		利用する場合				利用する場合	
		1時間につき				1時間につき	
研修室	_	冷暖房設備を	370	研修室		冷暖房設備を	30
		利用しない場				利用しない場	
		合 1時間に				合 1時間に	
		つき				つき	
		冷暖房設備を	730			冷暖房設備を	600
		利用する場合				利用する場合	
		1時間につき				1時間につき	
冷暖房(大体育室)	_	1時間につき	5,810	冷暖房 (大体育室)	_	1時間につき	4,80
冷暖房(多目的ルー	_	1時間につき	430	冷暖房(多目的ルー	_	1時間につき	350
ム)				۵)			
照明設備 (大体育室)	全点灯	1時間につき	1,820	照明設備 (大体育室)	全点灯	1時間につき	1,500
電光得点板	一式	1時間につき	370	電光得点板	一式	1時間につき	300
放送設備	一式	1時間につき	730	放送設備	一式	1時間につき	60
ロッカー	_	1回につき	20	ロッカー	_	1回につき	2

	改正後	(案)					現行			
1 個人利用(弓道						1 個人利用(弓道場				
利用者	区分	単位	使用料	の額(円)		利用者	区分	単位	使用料	·の額(円)
小学生、中学生及び	普通券	1回		130		小学生、中学生及び	普通券	1回		100
65歳以上の者	回数券	11枚		1,300		65歳以上の者	回数券	11枚		1,000
	定期券	1か月		1,300			定期券	1か月		1,000
		3か月		3,120				3か月		2,400
		6か月		4,680				6か月		3,600
		<b>12</b> か月		6,760				12か月		5,200
上に掲げる者以外の	普通券	1回		310		上に掲げる者以外の	普通券	1回		250
者(未就学児を除	回数券	11枚		3,100		者(未就学児を除	回数券	11枚		2,500
< ∘)	定期券	<b>1</b> か月		3,100		( , )	定期券	<b>1</b> か月	2,50	
		3か月		7,440				3か月		6,000
		6か月		11,160				6か月		9,000
		<b>12</b> か月		16,120				12か月		13,000
2 専用利用 ア 体育館						2 専用利用 ア 体育館				
利用目的	j	入場料	の徴収	使用料の額		利用目的	J	入場料	トの徴収	使用料の額
		07	有無	(1時間につき) (円)				Ø7	有無	(1時間にき) (円)
スポーツ、体育及びレ	営利又に	は営 入場料	·を徴収	61	0	スポーツ、体育及びレ	営利又は営	対 入場料	を徴収	5
クリエーションの催物	業を目的	りと しない	場合			クリエーションの催物	業を目的と	と しない	場合	
及び練習の利用	しない場	a合 入場料	・を徴収	1,22	'n	及び練習の利用	しない場合	7 担 4	を徴収	1,0

		改正後(案	)			現行		
			する場合				する場合	
		営利又は営	_	7,930		営利又は営	_	6,500
		業を目的と				業を目的と		
		する場合				する場合		
Γ.	上に掲げるもの以外の	営利又は営	入場料を徴収	2,440	上に掲げるもの以外の	営利又は営	入場料を徴収	2,000
1	各種の行事及び集会の	業を目的と	しない場合		各種の行事及び集会の	業を目的と	しない場合	
]	利用	しない場合	入場料を徴収	4,880	利用	しない場合	入場料を徴収	4,000
			する場合				する場合	
		営利又は営	_	7,930		営利又は営	_	6,500
		業を目的と				業を目的と		
		する場合				する場合		

# イ 相撲場及び弓道場

室	名	利用	目的	入場料の徴収	使用料の額
				の有無	(1時間につ
					き) (円)
相撲	場	スポーツ、	営利又は営	入場料を徴収	610
		体育及びレ	業を目的と	しない場合	
		クリエーシ	しない場合	入場料を徴収	1,220
		ョンの催物		する場合	
		及び練習の	営利又は営	_	7,930
		利用	業を目的と		
			する場合		
弓	近	スポーツ、	営利又は営	入場料を徴収	970
道	的	体育及びレ	業を目的と	しない場合	

# イ 相撲場及び弓道場

使用料の額	入場料の徴収	目的	利用	名	室
(1時間につ	の有無				
き) (円)					
500	入場料を徴収	営利又は営	スポーツ、	镁場	相撲
	しない場合	業を目的と	体育及びレ		
1,000	入場料を徴収	しない場合	クリエーシ		
	する場合		ョンの催物		
6,500	_	営利又は営	及び練習の		
		業を目的と	利用		
		する場合			
800	入場料を徴収	営利又は営	スポーツ、	近	弓
	しない場合	業を目的と	体育及びレ	的	道

			改正後(案	)					現行		
場	場	クリエーシ	しない場合	入場料を徴収	1,940	場	場	クリエーシ	しない場合	入場料を徴収	1,600
		ョンの催物		する場合				ョンの催物		する場合	
		及び練習の	営利又は営	_	12,610			及び練習の	営利又は営		10,400
		利用	業を目的と					利用	業を目的と		
			する場合						する場合		
	遠	スポーツ、	営利又は営	入場料を徴収	610		遠	スポーツ、	営利又は営	入場料を徴収	500
	的	体育及びレ	業を目的と	しない場合			的	体育及びレ	業を目的と	しない場合	
	場	クリエーシ	しない場合	入場料を徴収	1,220		場	クリエーシ	しない場合	入場料を徴収	1,000
		ョンの催物		する場合				ョンの催物		する場合	
		及び練習の	営利又は営	_	7,930			及び練習の	営利又は営	_	6,500
		利用	業を目的と					利用	業を目的と		
			する場合						する場合		

## ウ 庭球場

利用目的		入場料の徴収	使用料の額
		の有無	(1面1時間
			につき)(円)
スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	970
レクリエーションの	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	1,940
		する場合	
	営利又は営	_	12,610
	業を目的と		
	する場合		

## ウ 庭球場

利用目的	J	入場料の徴収	使用料の額
		の有無	(1面1時間
			につき) (円)
スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	800
レクリエーションの	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	1,600
		する場合	
	営利又は営		10,400
	業を目的と		
	する場合		

	改正後(案	₹)			現行		
3 附属設備				3 附属設備			
種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)	種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1面	1時間につき	250	照明設備	1面	1時間につき	20

## 3-3 新潟市新津B&G海洋センター

		改正後(案	)				現行		
1 1	専用利用				1 =	<b>享用利用</b>			
室名	利用	目目的	入場料の徴収 の有無	使用料の額 (1時間につ き)(円)	室名	利用	目的	入場料の徴収 の有無	使用料の額 (1時間につ き) (円)
体育室	スポーツ、 体育及びレ	営利又は営 業を目的と	入場料を徴収 しない場合	850	体育室	スポーツ、 体育及びレ	営利又は営 業を目的と	入場料を徴収 しない場合	700
	クリエーシ ョンの催物	しない場合	入場料を徴収 する場合	1,700		クリエーシ ョンの催物	しない場合	入場料を徴収 する場合	1,400
	及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と する場合	_	11,050		及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と する場合	_	9,100
	上に掲げる もの以外の	営利又は営 業を目的と	入場料を徴収 しない場合	3,400		上に掲げる もの以外の	営利又は営 業を目的と	入場料を徴収 しない場合	2,800
	各種の行事 及び集会の	しない場合	入場料を徴収 する場合	6,800		各種の行事 及び集会の	しない場合	入場料を徴収 する場合	5,600
	利用	営利又は営 業を目的と する場合	_	11,050		利用	営利又は営 業を目的と する場合	_	9,100
トレーニング	スポーツ、 体育及びレ	営利又は営 業を目的と	入場料を徴収 しない場合	610	トレー ニング	スポーツ、 体育及びレ	営利又は営 業を目的と	入場料を徴収 しない場合	500
ルーム	クリエーシ ョンの催物	しない場合	入場料を徴収 する場合	1,220	ルーム	クリエーシ ョンの催物	しない場合	入場料を徴収 する場合	1,000
	及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と する場合	_	7,930		及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と する場合	_	6,500

	改正後(案	)				現行		
上に掲げる	営利又は営	入場料を徴収	2,440		上に掲げる	営利又は営	入場料を徴収	2,000
もの以外の	業を目的と	しない場合			もの以外の	業を目的と	しない場合	
各種の行事	しない場合	入場料を徴収	4,880		各種の行事	しない場合	入場料を徴収	4,000
及び集会の		する場合			及び集会の		する場合	
利用	営利又は営	_	7,930		利用	営利又は営	_	6,500
	業を目的と					業を目的と		
	する場合					する場合		

# 2 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
ミーティングルーム	_	1時間につき	370
暖房機(トレーニン	1台	1時間につき	250
グルーム)			

# 3 屋内プール及び屋外プール

利用者	区分	単位	使用料の額(円)
小学生、中学生及び65	普通券	1回	130
歳以上の者	回数券	11枚	1,300
上に掲げる者以外の者	普通券	1回	250
(未就学児を除く。)	回数券	11枚	2,500

# 2 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額(円)
ミーティングルーム	_	1時間につき	300
暖房機(トレーニン	1台	1時間につき	200
グルーム)			

# 3 屋内プール及び屋外プール

利用者	区分	単位	使用料の額(円)
小学生、中学生及び65	普通券	1回	100
歳以上の者	回数券	11枚	1,000
上に掲げる者以外の者	普通券	1回	200
(未就学児を除く。)	回数券	11枚	2,000

# 3-4 新潟市小須戸体育館

	改正後(案	(*)			現行		
専用利用				専用利用			
利用目的	<u></u>	入場料の徴収	使用料の額	利用目的	J	入場料の徴収	使用料の額
		の有無	(1時間につ			の有無	(1時間につ
			き) (円)				き) (円)
スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	1,820	スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	1,500
レクリエーションの	業を目的と	しない場合		レクリエーションの	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	3,640	催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	3,000
		する場合				する場合	
	営利又は営	_	23,660		営利又は営	<u> </u>	19,500
	業を目的と				業を目的と		
	する場合				する場合		
上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	7,280	上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	6,000
の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合		の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合	
会の利用	しない場合	入場料を徴収	14,560	会の利用	しない場合	入場料を徴収	12,000
		する場合				する場合	
	営利又は営	_	23,660		営利又は営	_	19,500
	業を目的と				業を目的と		
	する場合				する場合		

び練習の利用

	改正後	(案)						現行	Ţ		
1 個人利用					1	個人利用					
利用者	区分	単位	使用	料の額(円)		利用者		区分	単位	使用料	4の額(円)
小学生、中学生及	び普通券	1回		130	)	小学生、中学生及	とび	普通券	1回		100
65歳以上の者	回数券	11枚		1,300	)	65歳以上の者		回数券	11枚		1,000
	定期券	1か月		1,300				定期券	1か月		1,000
		3か月		3,120	)				3か月		2,400
		6か月		4,680	)				6か月		3,600
		12か月		6,760					12か月		5,200
上に掲げる者以外の	の普通券	1回		310	)	上に掲げる者以外	トの	普通券	1回		250
者(未就学児を除	回数券	11枚		3,100	)	者(未就学児を関	È	回数券	11枚		2,500
< 。)	定期券	1か月		3,100	)	⟨ 。 )		定期券	1か月		2,500
		3か月		7,440	)				3か月		6,000
		6か月		11,160	)				6か月		9,000
		12か月		16,120	)				12か月		13,000
2 専用利用及び ア 専用利用	附属設備					2 専用利用及で ア 専用利用	び附属	設備			
利用	目的	入場料の	徴収	使用料の額		利用	目的		入場料	トの徴収	使用料の額
		の有	無	(1面1時間につき)(円)					07	有無	(1面1時間のき) (円)
スポーツ、体育 🏗	営利又は営業を	を目 入場料を	*徴収	(C・フさ) (円) 670	1	スポーツ、体育	営利	又は営業を		・を徴収	5
	的としない場合					及びレクリエー		としない場			
ションの催物及		入場料を		1,340	11	ションの催物及	合			を徴収	1,1
				l '	1 1	I	1				1

する場合

び練習の利用

する場合

	改正後(案	)			現行		
	営利又は営業を目	_	8,710		営利又は営業を	_	7,150
	的とする場合				目的とする場合		
上に掲げるもの	営利又は営業を目	入場料を徴収	2,680	上に掲げるもの	営利又は営業を	入場料を徴収	2,200
以外の各種の行	的としない場合	しない場合		以外の各種の行	目的としない場	しない場合	
事及び集会の利		入場料を徴収	5,360	事及び集会の利	合	入場料を徴収	4,400
用		する場合		用		する場合	
	쓰시다 그 그 그 쓰게 무 그		0.740		兴和 77 22 24 44 4.		7 150
	営利又は営業を目	_	8,710		営利又は営業を	I —	7,150
	宮利又は宮兼を日 的とする場合		8,710		目的とする場合	_	7,150
イ 附属設備 種類	的とする場合	利用区分	(円)	イ 附属設備 種類	目的とする場合	利用区分	7,130 使用料の額 (円)
ı	的とする場合		使用料の額	1	目的とする場合	利用区分       1時間につき	使用料の額

### 3-6 新潟市小須戸武道館

	改正後	(案)				現行	Ī			
1 個人利用					1 個人利用					
利用者	区分	単位	使用料	斗の額(円)	利用者	区分	単位	使用料	ŀの額(円	)
小学生、中学生及び	普通券	1回		130	小学生、中学生及び	普通券	1回		1	100
65歳以上の者	回数券	11枚		1,300	65歳以上の者	回数券	11枚		1,0	000
	定期券	1か月		1,300		定期券	1か月		1,0	000
		3か月		3,120			3か月		2,4	400
		6か月		4,680			6か月		3,6	300
		12か月		6,760			12か月		5,2	200
上に掲げる者以外の	普通券	1回		310	上に掲げる者以外の	普通券	1回		2	250
者(未就学児を除	回数券	11枚		3,100	者(未就学児を除	回数券	11枚		2,5	500
(。) 定期券	定期券	1か月		3,100	⟨ 。 )	定期券	1か月		2,5	500
		3か月		7,440			3か月		6,0	000
		6か月		11,160			6か月		9,0	000
		12か月		16,120			<b>12</b> か月		13,0	)00
2 専用利用及び附属ア 専用利用		- 1 H VIOL	م خالا با		2 専用利用及び附属ア 専用利用		- 1 H /			the state of
利用目的	J			使用料の額	利用目的					
		の有		(1面1時間)につき)(円)			0	有無	(1面1 につき)	時 (
スポーツ、体育及び	営利又は智	営 入場料	を徴収	670	スポーツ、体育及び	営利又は	営 入場料	斗を徴収		5
レクリエーションの	業を目的。	と しない	場合		レクリエーションの	業を目的。	としない	>場合		
催物及び練習の利用	しない場合	入場料	を徴収	1,340	催物及び練習の利用	しない場合	合 入場料	斗を徴収		1,1
		する場	$\wedge$			1	する場	нΛ	1	

	改正後(案	=			現行		
	営利又は営	_	8,710		営利又は営	_	7,150
	業を目的と				業を目的と		
	する場合				する場合		
上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	2,680	上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	2,200
の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合		の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合	
会の利用	しない場合	入場料を徴収	5,360	会の利用	しない場合	入場料を徴収	4,400
		する場合				する場合	
	営利又は営	_	8,710		営利又は営	_	7,150
	業を目的と				業を目的と		
	する場合				する場合		
	•						
イ 附属設備				イ 附属設備			
種類		利用区分	使用料の額	種類		利用区分	使用料の額
			(円)				(円)
			2,420	冷暖房		1時間につき	2,000

### 3-7 新潟市新津金屋運動広場

		改正後(案	)			現行	
1 野	球場			1 野	球場		
(ア	専用利	用		(ア	( ) 専用和	月用	
利用	目的	入場料の徴収	使用料の額	利用	目目的	入場料の徴収	使用料の額
		の有無				の有無	
スポー	営利又は	入場料を徴収	1 時間につき 2,420円	スポー	営利又は	入場料を徴収	1時間につき 2,000円
ツ、体育	営業を目	しない場合		ツ、体育	営業を目	しない場合	
及びレク	的としな	入場料を徴収	1 時間につき2,420円に利用	及びレク	的としな	入場料を徴収	1時間につき2,000円に利用
リエーシ	い場合	する場合	した時間数を乗じて得た額	リエーシ	い場合	する場合	した時間数を乗じて得た額
ョンの催			(以下この表において「基	ョンの催			(以下この表において「基
物及び練			本額」という。)に、1日に	物及び練			本額」という。) に、1日
習の利用			つき、1人当たりの入場料	習の利用			つき、1人当たりの入場料
			の最高額に100を乗じて得た				の最高額に100を乗じて得た
			額を加算した額				額を加算した額
	営利又は	入場料を徴収	1 時間につき 31,460円		営利又は	入場料を徴収	1時間につき 26,000円
	営業を目	しない場合			営業を目	しない場合	
	的とする	入場料を徴収	入場料を徴収しない場合の		的とする	入場料を徴収	入場料を徴収しない場合の
	場合	する場合	区分に応じて計算した額又		場合	する場合	区分に応じて計算した額又
			は基本額に、1日につき、				は基本額に、1日につき、
			1人当たりの入場料の最高				1人当たりの入場料の最高
			額に100を乗じて得た額を加				額に100を乗じて得た額を加
			算した額のいずれか大きい				算した額のいずれか大きい
			方の額				方の額
上に掲げ	営利又は	入場料を徴収	1時間につき 9,680円	上に掲げ	営利又は	入場料を徴収	1時間につき 8,000円
るもの以	営業を目	しない場合		るもの以	営業を目	しない場合	
外の各種	的としな			外の各種	的としな		

		改正後(案	)			現行	
の行事及	い場合	入場料を徴収	基本額に、1日につき、1	の行事及	い場合	入場料を徴収	基本額に、1日につき、1
び集会の		する場合	人当たりの入場料の最高額	び集会の		する場合	人当たりの入場料の最高額
利用			に100を乗じて得た額を加算	利用			に100を乗じて得た額を加算
			した額				した額
	営利又は	入場料を徴収	1時間につき 31,460円		営利又は	入場料を徴収	1時間につき 26,000円
	営業を目	しない場合			営業を目	しない場合	
	的とする	入場料を徴収	入場料を徴収しない場合の		的とする	入場料を徴収	入場料を徴収しない場合の
	場合	する場合	区分に応じて計算した額又		場合	する場合	区分に応じて計算した額又
			は基本額に、1日につき、				は基本額に、1日につき、
			1人当たりの入場料の最高				1人当たりの入場料の最高
			額に100を乗じて得た額を加				額に100を乗じて得た額を力
			算した額のいずれか大きい				算した額のいずれか大きい
			方の額				方の額

# (イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額
			(円)
照明	_	1時間につき	4,840
スコアボード	一式	1時間につき	250
放送設備	一式	1時間につき	250

# (イ) 附属設備

種類	単位	利用区分	使用料の額
			(円)
照明設備	_	1時間につき	4,000
スコアボード	一式	1時間につき	200
放送設備	一式	1時間につき	200

	改正後(案	<u> </u>		現行 2 多目的グラウンド(専用利用)				
2 多目的グラウ	ンド(専用利用	用)			2 多目的グラウ	ンド(専用利用	用)	
利用目的	ণ	入場料の徴収	使用料の額		利用目的	, j	入場料の徴収	使用料の額
		の有無	(1時間につ				の有無	(1時間につ
			き) (円)					き) (円)
スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	2,420		スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	2,000
レクリエーションの	業を目的と	しない場合			レクリエーションの	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	4,840		催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	4,000
		する場合					する場合	
	営利又は営	_	31,460			営利又は営	_	26,000
	業を目的と					業を目的と		
	する場合					する場合		
上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	9,680		上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	8,000
の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合			の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合	
会の利用	しない場合	入場料を徴収	19,360		会の利用	しない場合	入場料を徴収	16,000
		する場合					する場合	
	営利又は営	_	31,460			営利又は営	_	26,000
	業を目的と					業を目的と		
	する場合					する場合		

## 3-8 新潟市新津東部運動広場

	改正後(案	<u>;</u> )			現行		
野球場の専用利用				野球場の専用利用			
利用目的	勺	入場料の徴収	使用料の額	利用目的	j	入場料の徴収	使用料の額
		の有無	(1時間につ			の有無	(1時間につ
			き) (円)				き) (円)
スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	1,210	スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	1,000
レクリエーションの	業を目的と	しない場合		レクリエーションの	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	2,420	催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	2,000
		する場合				する場合	
	営利又は営	_	15,730		営利又は営	_	13,000
	業を目的と				業を目的と		
	する場合				する場合		
上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	4,840	上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	4,000
の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合		の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合	
会の利用	しない場合	入場料を徴収	9,680	会の利用	しない場合	入場料を徴収	8,000
		する場合				する場合	
	営利又は営	_	15,730		営利又は営	_	13,000
	業を目的と				業を目的と		
	する場合				する場合		

## 3-9 新潟市新津七日町運動広場

		改正後	(案)					現行	ř.	
1 庭球場(	専用和	利用)				1 庭球場 (	専用を	利用)		
利	用目的	5	入場料の徴	収使用料の額		利用	目目的		入場料の徴収	又 使用料の額
			の有無	(1面1時間					の有無	(1面1時間
				につき)(円)						につき) (円
スポーツ、体育及	及び	営利又は営	対 入場料を徴	仅 490		スポーツ、体育及	とび	営利又は営	入場料を徴収	又 40
レクリエーション	ンの	業を目的と	しない場合			レクリエーション	1の	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利	利用	しない場合	入場料を徴	仅 980		催物及び練習の利	川用	しない場合	入場料を徴収	Z 80
			する場合						する場合	
		営利又は営	<u> </u>	6,370				営利又は営	:	5,20
		業を目的と	_					業を目的と		
		する場合						する場合		
				I	1					
2 屋内ゲー	1 18									
	トホー	ール場(専	用利用)			2 屋内ゲー	トボ	ール場(専	用利用)	
利用		ール場(専	用利用) 入場料の徴収	使用料の額(1		2屋内ゲー利用目		ール場(専)	,,	使用料の額(:
利用		ール場(専	1	使用料の額(1 面1時間につ				ール場(専	,,	使用料の額(ご面1時間につ
利用		ール場(専 <i>͵</i>	入場料の徴収					ール場(専)	入場料の徴収	使用料の額(ご面1時間につき)(円)
	目的	ール場(専 <i>,</i>       又は営業	入場料の徴収	面1時間につ		利用目	目的	ール場(専)    又は営業	入場料の徴収	面1時間につ
スポーツ、体育	目的		入場料の徴収 の有無	面1時間につき)(円)		利用にスポーツ、体育	目的		入場料の徴収 の有無	面1時間につき) (円)
スポーツ、体育 及びレクリエー	目的	又は営業的としな	入場料の徴収 の有無 入場料を徴収	面1時間につき)(円)		利用! スポーツ、体育 及びレクリエー	目的	又は営業的としな	入場料の徴収 の有無 入場料を徴収	面1時間につ き) (円) 30
スポーツ、体育 及びレクリエー	目的 営利を目	又は営業的としな	入場料の徴収 の有無 入場料を徴収 しない場合	面 1 時間につ き)(円) 370		利用! スポーツ、体育 及びレクリエー	目的 営利を目	又は営業的としな	入場料の徴収 の有無 入場料を徴収 しない場合	面1時間につ き) (円) 30
スポーツ、体育 及びレクリエー ションの催物及	目的営利を目が場	又は営業的としな	入場料の徴収 の有無 入場料を徴収 しない場合 入場料を徴収	面 1 時間につ き)(円) 370		利用 E スポーツ、体育 及びレクリエー ションの催物及	目的営利を別を対象	又は営業的としな	入場料の徴収 の有無 入場料を徴収 しない場合 入場料を徴収	面1時間につき) (円) 30 60
スポーツ、体育 及びレクリエー ションの催物及	目的営利をおり	又は営業 的としな 合	<ul><li>入場料の徴収の有無</li><li>入場料を徴収しない場合</li><li>入場料を徴収する場合</li></ul>	面 1 時間につ き) (円) 370 740		利用 E スポーツ、体育 及びレクリエー ションの催物及	目的営をい場で利用を関する。	又は営業 的としな :合	入場料の徴収 の有無 入場料を徴収 しない場合 入場料を徴収	面1時間につき) (円) 30 60
スポーツ、体育 及びレクリエー ションの催物及	目的営利をおり	又は営業的としな合 又は営業的とする	<ul><li>入場料の徴収の有無</li><li>入場料を徴収しない場合</li><li>入場料を徴収する場合</li></ul>	面 1 時間につ き) (円) 370 740		利用 E スポーツ、体育 及びレクリエー ションの催物及	目的営をい場で利用を関する。	又は営業  的としな  合  又は営業  的とする	入場料の徴収 の有無 入場料を徴収 しない場合 入場料を徴収	面1時間につき) (円)

	改正後	(案)		現行				
以外の各種の行	を目的としな	しない場合		以外の各種の行	を目的としな	しない場合		
事及び集会の利	い場合	入場料を徴収	2,960	事及び集会の利	い場合	入場料を徴収	2,400	
用		する場合		用		する場合		
	営利又は営業	_	4,810		営利又は営業	_	3,900	
	を目的とする				を目的とする			
	場合				場合			
							_	

# 3-10 新潟市小須戸運動広場

	改正後(案	<del>(</del> )			現行		
1 野球場				1 野球場			
(ア) 専用利	用			(ア) 専用利	用		
利用目的	ণ	入場料の徴収	使用料の額	利用目的	5	入場料の徴収	使用料の額
		の有無	(1時間につ			の有無	(1時間につ
			き) (円)				き) (円)
スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	1,820	スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	1,50
レクリエーションの	業を目的と	しない場合		レクリエーションの	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	3,640	催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	3,00
		する場合				する場合	
	営利又は営	_	23,660		営利又は営	_	19,50
	業を目的と				業を目的と		
	する場合				する場合		
上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	7,280	上に掲げるもの以外	営利又は営	入場料を徴収	6,00
の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合		の各種の行事及び集	業を目的と	しない場合	
会の利用	しない場合	入場料を徴収	14,560	会の利用	しない場合	入場料を徴収	12,00
		する場合				する場合	
	営利又は営	_	23,660		営利又は営	_	19,50
	業を目的と				業を目的と		
	する場合				する場合		
	ı	1			1	1	
(イ) 附属設	備			(イ) 附属設	:備		
種類		利用区分	使用料の額	種類		利用区分	使用料の額
			(円)				(円)
照明設備		1時間につき	3,030	照明設備		1時間につき	2,50

	改正後(案	₹)				現行		
2 テニスコート					2 テニスコート			
(ア) 専用利	用				(ア) 専用利	用		
利用目的	内	入場料の徴収	使用料の額		利用目的	j	入場料の徴収	使用料の額
		の有無	(1面1時間				の有無	(1面1時間
			につき)(円)					につき) (円)
スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	730		スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	600
レクリエーションの	業を目的と	しない場合			レクリエーションの	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	1,460		催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収	1,200
		する場合					する場合	
	営利又は営	-	9,490			営利又は営	_	7,800
	業を目的と					業を目的と		
	する場合					する場合		
(イ) 附属設備	1				(イ) 附属設	備	T	
種類	単位	利用区分	使用料の額		種類	単位	利用区分	使用料の額
			(円)					(円)
照明設備	1 面	1時間につき	970		照明設備	1面	1時間につき	800

## 3-11 新潟市新津東町庭球場

	改正後(案	<u>:</u> )					現行		
専用利用					専用利用				
利用目的	利用目的 入場料の徴収 使用料の額					利用目的	J	入場料の徴収	使用料の額
の有無 (1面1時間			(1面1時間					の有無	(1面1時間
			につき)(円)						につき)(円
スポーツ、体育及び	営利又は営	入場料を徴収	730		スポーツ、イ	体育及び	営利又は営	入場料を徴収	600
レクリエーションの	業を目的と	しない場合			レクリエー	ションの	業を目的と	しない場合	
催物及び練習の利用	しない場合				催物及び練	習の利用	しない場合		
		入場料を徴収	1,460					入場料を徴収	1,200
		する場合						する場合	
	営利又は営	_	9,490				営利又は営	_	7,800
	業を目的と						業を目的と		
	する場合						する場合		

# 4 新潟市秋葉区文化会館

			改』	三後(案)									現行				
							(単位	立 円)								(単	位 円)
	区分			-	施設名				]	区分			-	施設名			
		ホール	練習室	練習室	スタ	楽屋	楽屋	控室			ホール	練習室	練習室	スタ	楽屋	楽屋	控室
			1	2	ジオ	兼会	兼会	兼会				1	2	ジオ	兼会	兼会	兼会
						議室	議室	議室							議室	議室	議室
						1	2								1	2	
平日	午前	11,570	1,950	390	780	390	520	260	平日	午前	8,900	1,500	300	600	300	400	200
	午後	21,580	3,640	780	1,430	780	910	520		午後	16,600	2,800	600	1,100	600	700	400
	夜間	30,420	5,070	1,040	2,080	1,040	1,430	650		夜間	23,400	3,900	800	1,600	800	1,100	500
	全日	59,410	10,010	1,950	4,030	1,950	2,730	1,300		全日	45,700	7,700	1,500	3,100	1,500	2,100	1,000
日曜	午前	18,460	3,120	650	1,300	650	780	390	日曜日、	午前	14,200	2,400	500	1,000	500	600	300
土曜	午後	29,250	4,940	1,040	1,950	1,040	1,300	650	'	午後	22,500	3,800	800	1,500	800	1,000	500
日及び休	夜間	38,870	6,500	1,300	2,600	1,300	1,690	910	日及 び休	夜間	29,900	5,000	1,000	2,000	1,000	1,300	700
日	全日	79,170	13,390	2,730	5,330	2,730	3,510	1,820	日 日	全日	60,900	10,300	2,100	4,100	2,100	2,700	1,400

# 5 新潟市新津地域学園

		改正後(案)						現行		
	区分	使	更用料の額(円)				区分	· 使	見用料の額(円)	
		午前 (9~12時)	午後 (13~17時)	夜間 (18~22時)				午前 (9~12時)	午後 (13~17時)	夜間 (18~22時)
研修棟	音楽練習室、305	480	600	600	   	研修棟	音楽練習室、305	2,000	2,500	2,500
	201	600	720	720			201	2,500	3,000	3,000
	301、302、303、 401、402、403	240	310	310			301、302、303、 401、402、403	1,000	1,300	1,300
	304、502	360	430	430			304、502	1,500	1,800	1,800
	306、405、406、 503、504	430	500	500			306、405、406、 503、504	1,800	2,100	2,100
資料棟	陶芸室	240	240	240	Ì	資料棟	陶芸室	1,000	1,000	1,000
(注	302、303、401、402、	403は和室)								

#### 6 新潟市老人福祉センター

		改正後(案)					現行	
(1) 使用料(入館料)					(1) 使用料(入館料)			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	区分			使用料の額 (1人1回につき)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	区分		使用料の額 (1人1回につき)
市内に住所を有する者	60歳以上の者			無料	市内に住所を有する者	60歳以上の者	ž I	無料
	60歳未満の者					60歳未満の者	ž I	
	一般			300円		一般		250
	小・中学生			140円		小・中学生		120
	乳幼児			無料		乳幼児		無
市外に住所を有する者	一般			540円	市外に住所を有する者	一般		450
	小・中学生			140円		小・中学生		120
	乳幼児			無料		乳幼児		無
(2) 使用料(個室等)					(2) 使用料(個室等)			
名称			使用料の額		名称		使用	料の額
小須戸老人 福祉センター	1室	半日につき 1,	000円		小須戸老人 福祉センター	1室	半日につき 1,00	00円
	1日につき 2		000円				1日につき 2,000円	
	備考	L				備考	備考	
	<ol> <li>半日とは、</li> <li>をいう。</li> </ol>	午前9時から午後	1時まで又は午後	1時から午後4時30分まで		<ol> <li>半日とはまでをいう。</li> </ol>	時まで又は午後1時から午後4時30分	
				を利用する場合にあっては 1 室につき 1 万円とする。				の額は,集会室を利用する場合にあっ する場合にあっては1室につき1万円
(3)使用料(60歳以上の市内		0入浴施設)			(3)使用料(60歳以上の市内	ここで に住所を有する者	舌の入浴施設)	
区分		単位	使用料の	額(1人につき)	区分		単位	使用料の額(1人につき)
定期利用券による利用以外	トの利用	1回		120円	定期利用券による利用以外	の利用	1回	100
定期利用券		1 か月		600円	定期利用券		1 か月	500
		6 か月		3,600円			6 か月	3,000
		1年		6,000円			1年	5,000

# 7 新潟市新津地区グリーンセンター

	改正後	<b>後(案)</b>			玛	見行	
区分		使用料の額	の額 区分 使用料の額				
研修室	午前 (午前 9 時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで) 1,040		研修室	午前 (午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	1日(午前9時 から午後5時ま で) 1,000
和室				和室			
料理実習室食品加工室	780	1,560	1,950	料理実習室食品加工室	600	1,200	1,500

# 8 新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン

	Z.	(定後 (案)				現行	
	区分	使用料の額(円	)		区分	使用料の額(円)	
花とみど	多目的ホール	午前	1,300	花とみどり	多目的ホール	午前	1,000
り館		午後	1,950	館		午後	1,500
		全日	3,250			全日	2,500
常設展示	屋内	1 区画 (3.33平方メート	6,500	常設展示場	屋内	1 区画(3.33平方メート	5,000
場	下屋	ル)につき年額	4,550		下屋	ル)につき年額	3,500
	屋外	1 区画(12.7平方メート ル)につき年額	6,500		屋外	1 区画(12.7平方メート ル)につき年額	5,000
総合交流	農産物等加工室	午前	3,900	総合交流拠	農産物等加工室	午前	3,000
拠点施設		午後	6,500	点施設		午後	5,000
		全日	10,400			全日	8,000
	花き・花木展示 直売室	全面利用する 全日 場合	39,000		花き・花木展示直 売室	全面利用する 全日 場合	30,000
		半面利用する 場合	19,500			半面利用する場合	15,000

	改	正後(案)			現行	
Ä	研修室	午前	1,300	研修室	午前	1,000
		午後	1,950		午後	1,500
		全日	3,250		全日	2,500
	体験加工室	午前	2,600	体験加工室	午前	2,000
		午後	3,900		午後	3,000
		全日	6,500		全日	5,000

# 9 秋葉公園野外音楽堂

改正後(案)			現行		
改正後(案)  ※改正後は東屋などの他の公園施設と同じ扱いとなり、一般的な利用は無料となります。  ※独占的に利用する場合には、他の公園施設と同じく都市公園条例に基づく使用料が発生します。	ス 入場料を徴収しな い場合 入場料を徴収する 場合	(午前9 後5時 4時間 以内の 場合 500 1,500	使用 間 時から午 まで) 4時間 を超え る場合 1,000 3,000	午後5時から午後7時まで 500 2,000 場券又は有償の	

# 10 新潟市新津鉄道資料館

		改正後 (案)					現行		
]	区分	観覧料の	額(1人につ	き) (円)		区分	観覧料の	○額(1人につ	き) (円)
		個人	団体	年間観覧券 (1年間につ き)			個人	団体	年間観覧券 (1 年間につ き)
常設展示	一般	390	310	1,300	常設展示	一般	300	240	1,000
	大学生・高 校生	260	200	910		大学生・高 校生	200	160	700
	中学生・小 学生	130	100			中学生・小学生	100	80	
		,	,				,		
	区分	使用料の	額(1人1回に	こつき)(円)		区分	使用料の	額(1人1回	こつき)(円)
₹=SL	小学生以上 <i>0</i> .			130	₹=SL	小学生以上の 者			100

# 11 新潟市新津美術館

	改正後(	(案)			現	行		
(1)市民ギャラ	<b>у</b> —			(1)市民ギャラ	<b>у</b> —			
単位	利用する面積	の割合	使用料の額	単位	利用する面積	積の割合	使用料の額	
1週間につき	6分の1		9,200円	1週間につき	6分の1		8,000円	
	6分の2		17,250円		6分の2		15,000円	
	6分の3		23,000円		6分の3		20,000	
	6分の4		28,750円		6分の4		25,000円	
	6分の5	34,500円 40,250円			6分の5		30,000円	
	全部				全部		35,000円	
(2) 野外劇場				(2) 野外劇場				
単位 使用料の額(1時間につき)				   	単位		使用料の額(1時間につき)	
午前9時から午後5時まで			570円	午前9時から午後5時まで		500		
午後5時から午後9時まで			1,150円	午後5時から午後9時まで		1,000円		

	改正後(案	<u> </u>		現行	
(3) 展示室			(3) 展示室		
室名	使用料	の額(1日につき)	室名	使用料の額(1	日につき)
展示室 1		17,250円	展示室 1	15,000円	
展示室 2		17,250円	展示室 2		15,000円
	分	使用料の額	(4) レクチャールー	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
午前(午前10時か	ら正午まで)	2,300円	1.0		tr M
午後(午後1時から		4,600円	1 日	午前	午後
追加(1時間あたり	)	1,150円	午前10時から午後5時 まで	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで
			6,000円	2,000円	4,000円
			1		,